

簡易公募型プロポーザル方式（拡大）に係る手続き開始の公示
（建築のためのサービス、その他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

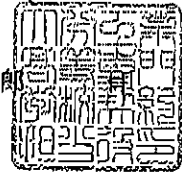
なお、本業務に係る契約締結は、当該業務に係る平成30年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成30年3月7日

独立行政法人国立高等専門学校機構

大分工業高等専門学校

契約担当役 事務部長 小林 謙次郎



1 業務概要

- (1) 業務名 大分工業高专ライフライン再生（排水設備）設計業務
- (2) 業務内容 （実施設計）橋内排水管更新に係る設備設計
- (3) 履行期限 平成30年7月30日（月）
- (4) 本業務は「「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針」（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4に定める調達の対象外である。

2 参加資格、選定基準及び評価基準

(1) 技術提案書の提出者に要求される資格

- ① 記3（4）の提出期限において、文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第3章第32条で定める競争参加資格について、平成29、30年度設計・コンサルティング業務のうち「建築設備関係設計・施工管理業務」認定を受けている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- ② 参加表明書の提出期間の最終日から技術提案書の特定の日までに、独立行政法人国立高等専門学校機構又は文部科学省から「設計・コンサルティング業務の諸負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成18年1月20日付け17文科施第346号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ③ 経営状況が健全であること。
- ④ 不正又は不誠実な行為がないこと。

- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 平成14年度以降に、元請として設計完了した、基幹設備（排水管更新）を含む改修工事に係る実施設計の実績を有すること。
- ⑦ 誓約書の提出が可能であること。

(2) 技術提案書の提出を求める者を選定するための基準

- ① 担当予定技術者の能力
資格、同種又は類似業務の実績
- ② 技術提案書の提出者の能力
同種又は類似業務の実績

(3) 技術提案書を特定するための評価基準

- ① 業務の実施方針
業務内容の理解度、実施方針の妥当性、実施手法の妥当性、工程計画の妥当性、技術者配置計画の妥当性
- ② 課題についての提案
 - ・ 施工中の安全性を考慮した工法の提案
 - ・ 構内排水を使用しながらの施工を考慮した設計計画の提案

3 手続等

(1) 担当部局

〒870-0152 大分県大分市大字牧1666番地
大分工業高等専門学校総務課施設係
電話 097-552-6249
メールアドレス shisetsu@oita-ct.ac.jp

(2) 説明書の交付期間及び場所

平成30年3月7日（水）から平成30年4月9日（月）まで ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。
9時00分から17時00分まで。 (1)に同じ

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

平成30年3月19日（月）17時00分まで (1)に同じ
持参又は郵送等（書留等の配達記録が残るものに限る。）によること。ただし、郵送等の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受付けない。

(4) 技術提案書の提出期限、場所及び方法

平成30年4月10日(火)17時00分まで (1)に同じ

持参又は郵送等(書留等の配達記録が残るものに限る。)によること。ただし、郵送等の場合は提出期限までに必着のこと。なお、電送によるものは受付けない。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 納付

(3) 虚偽の内容が記載されている参加表明書又は技術提案書は無効とする。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(7) 関連情報入手するための照会窓口 記3(1)に同じ

(8) 記2(1)①に掲げる資格を満たしていない者も記3(3)により参加表明書を提出することができるが、記3(4)において、当該資格をみたしていなければならない。

(9) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、契約の締結を行うこと。

なお、契約の締結をもって同意されたものとする。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること
又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3) 当機構に提供する情報

① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(10) 詳細は説明書による。